

長崎県における九州新幹線西九州ルート開業PRキャッチコピー 及びロゴマーク使用ガイドライン



ふらり長崎 それもいい

長崎県

九州新幹線西九州ルートをより一層盛り上げるため、 キャッチコピー & ロゴマークをご活用ください！

令和4年度、九州新幹線西九州ルート（長崎～武雄温泉）が開業します。

長崎県にもとうとう新幹線時代が到来し、観光客やビジネス客の増加といった交流人口の拡大などにより、西九州地域の活性化が図られるものと期待されています。

そんな、九州新幹線西九州ルートを、県民の皆様はもとより日本全国で盛り上げて行くために、キャッチコピー & ロゴマークをご活用ください。

九州新幹線西九州ルートを盛り上げ、皆様に知っていただき、多くの方に長崎県に来ていただくことを目的としています。

そのため、できる限りたくさんの方にご使用いただきたいと考えております。

ぜひ、様々な場面でご活用いただきますよう、お願いします。

目次

- P2 使用例
- P3 使用用途の届出
- P4 基本デザイン
- P5 色指定
- P7 背景等
- P8 NGパターン
- P10 著作権表示
- P11 留意事項
- P13 CM、広告等について
- P14 Q&A



ふらり長崎 それもいい

要領及び本ガイドラインに沿って、県に対して届出を行うことで、無料でキャッチコピー & ロゴマークを使用できます。（P10,11の留意事項等を遵守してください）

キャッチコピー & ロゴマークの使用例

- 工事現場の看板にキャッチコピー・ロゴマークを使って、九州新幹線西九州ルートをPRしたい。
- 会社や団体の名刺にキャッチコピー・ロゴマークを入れたい。
- 会社や団体の広報誌、ホームページにキャッチコピー・ロゴマークを入れたい。
- 商品のパッケージにキャッチコピー・ロゴマークを入れたい。
- 商品の購入者や契約者に販促品としてキャッチコピー・ロゴマークを入れたグッズを配布したい。
- パッケージをロゴマークの形にしたい。
- お菓子をロゴマークの形にしたい。



ふらり長崎 それもいい

九州新幹線西九州ルート開業PRキャッチコピー &ロゴマークを使用するには届出が必要です。

○ご使用の際は、個人で楽しむ場合を除き、インターネット又はお電話
で使用用途等について届け出てください。

届出先

届出フォームのURL及びQRコード：

<http://eap.pref.nagasaki.lg.jp/kv2/?42000D00003792Jjo>

電話：095-895-2063



QRコードからの
届出が簡単です。

○ご不明な点は、こちらまでお問合せください。

問合せ先

長崎県新幹線対策課
長崎県長崎市尾上町3-1
メールアドレス：
s02550@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県 新幹線

検索



ふらり長崎
それもいい

九州新幹線西九州ルートをより一層盛り上げるため、
キャッチコピー & ロゴマークをご活用ください！



ふらり長崎 それもいい



ふらり長崎
それもいい



ふらり長崎 それもいい

- キャッチコピー、ロゴマークは組み合わせても単独でも使用可能です。組み合わせ方、バランスは自由です。
- 各々のサイズも自由ですが、はっきりと見える範囲でお使いください。
- キャッチコピーを使用する場合は、この基本デザイン以外のフォントや色を使用してもかまいません。

カラー表示



ふらり長崎 それもいい

・ ピンク

【CMYK】 C : 5% M : 100% Y : 60% K : 0%

【RGB】 R : 222 G : 0 B : 69

【DIC】 DIC-N719

・ みどり

【CMYK】 C : 90% M : 10% Y : 100% K : 10%

【RGB】 R : 0 G : 142 B : 60

【DIC】 DIC2554

・ きいろ

【CMYK】 C : 0% M : 0% Y : 100% K : 0%

【RGB】 R : 255 G : 240 B : 0

【DIC】 DIC126

・ あお

【CMYK】 C : 90% M : 50% Y : 0% K : 0%

【RGB】 R : 0 G : 108 B : 182

【DIC】 DIC221

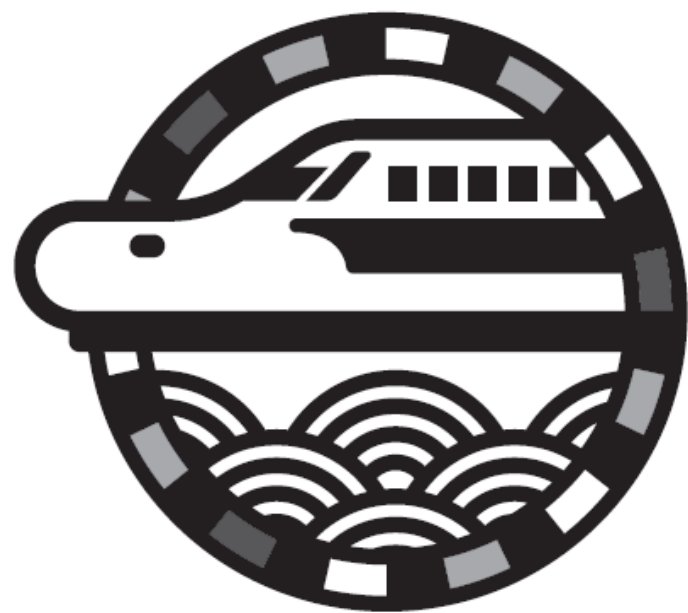
・ くろ

【CMYK】 C : 0% M : 0% Y : 0% K : 100%

【RGB】 R : 35 G : 24 B : 21

【DIC】 DIC582

単色表示



	K:0%
	K:40%
	K:80%
	K:100%

①背景が「白」の場合 背景が白の場合はこのままご使用ください。



ふらり長崎
それもいい

ふらり長崎 それもいい

②背景が「白以外」の場合 背景が白以外の場合で、視認性が低くなる場合は、周囲に「シロバ（ホワイトベース）」をとるか、白くふちどりしてください。



ふらり長崎 それもいい



ふらり長崎
それもいい

背景が白以外の場合で、これにより難しい場合は、あらかじめ長崎県（地域振興部新幹線対策課）にお問い合わせください。

ロゴマークの縦横比率を変える



背景色の上にそのまま載せる



回転する



吹き出しなどを加える



反転する



基本デザインのイメージを損なう使い方はできません。ご注意ください。（焼印により食品に直接印字する等、カラー色、単色の場合の色の濃淡、白色の表現ができない場合などについては、地域振興部新幹線対策課にご相談ください。）

※商品名・会社名・冠等には使用できません。

NGの例

- ふらり長崎 それもいいチョコレート
- ふらり長崎 それもいい焼酎
- （株）ふらり長崎 それもいい商事
- 期間限定！「ふらり長崎 それもいいプラン」

OKの例

- （キャッチコピー・ロゴマークイラスト入り） ●●チョコレート
- （キャッチコピー・ロゴマークイラスト入り） ●●焼酎
- キャッチコピー・ロゴマークのキーホルダー

※特定の企業・団体や商品を応援、推奨する使用はできません。



ご不明な点等がありましたら、長崎県新幹線対策課あてお問合せください。
 電話：095-895-2063

キャッチコピー&ロゴマークには、著作権表示を必ず付けてください。

届け出た物件には、長崎県の著作権表示「©長崎県」を表記してください。（商品等自体に表記できない場合はタグやパッケージ等に記載してください。）



ふらり長崎 それもいい

©長崎県

※「©長崎県」の書体（フォント）は自由ですが、判別可能な書体、大きさに記載してください。

使用にあたっての留意事項

- 長崎県又は九州新幹線西九州ルートの商品性を傷つけ、またはキャッチコピー&ロゴマークのイメージを損なうような方法で使用しないでください。
- キャッチコピー&ロゴマークを正しい使用方法に従って使用してください。
- 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるような用途で使用しないでください。
- 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるような方法で使用しないでください。
- 下記の者に利益を与えるような方法で使用しないでください。
 - ・暴力団、暴力団員
 - ・役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者等
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- その他、長崎県が不適当と認める方法で使用しないでください。



ふらり長崎
それもいい

使用にあたっての留意事項

- 使用が違反していると認められるときは、補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等を要請することがあります。
- 補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等を行った場合、使用者に損害が生じても、長崎県は一切の責任を負いません。
- 使用者が、使用によって、第三者に対しても損害又は損失を与えた場合でも、長崎県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、長崎県は一切の責任を負いません。
- 使用にあたっては、製造責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。



CM、広告等について



① 個人で使用する場合

個人で楽しむ範囲で利用する場合は、届出の必要はありません。
ただし、企業（団体）として不特定多数の方に閲覧してもらう目的で利用する場合などは、届出が必要です。

（※個人で楽しむ例：個人のブログ、年賀状、名刺（個人）等）

② 届出を行った商品の写真を使用する場合

届出を行った商品を撮影し、その写真を広告等に掲載することは可能です。

なお、個別商品の応援はできませんので、表現等にはご留意ください。（P9もご参照ください。）

③ 新聞、雑誌等へ使用する場合

報道目的の場合、届出は不要ですが、新聞等への広告掲載や雑誌への掲載等は原則届出が必要です。（事前にご相談ください。）

Q & A

判断に迷われた場合は、ご相談ください。

Q 1 キャッチコピーやロゴマークを使用するのに料金が発生しますか？

A 1 発生しません。届出を行った場合は無料で使用できます。

Q 2 個人で名刺を作りたいのですが、届出が必要でしょうか？

A 2 個人使用の範囲ですので、届出は不要です。ただし、企業（団体）として使用するなど、組織的に使用される場合は届出が必要です。

Q 3 子どもがロゴマークの絵を描きたいのですが届出が必要ですか？

A 3 個人使用の範囲ですので、届出は不要です。
ただし、団体（〇〇高校美術部等）が大会やイベントのお出迎え用看板などで一般の方等に見てもらうことを目的とする場合は、届出が必要となります。様々なケースが考えられますので、ご相談ください。

Q4 ロゴマークの画像データは、どのように入手できますか？

A4 HPで公開しているPDFから入手していただくか、ご連絡いただけますと必要なデザインデータ（PDF、ILLUSTRATOR（AI）等）を提供いたします。

Q5 商品名等にキャッチコピーを使用できますか？

A5 商品名・会社名・冠等には使用できません。（P9もご参照ください。）

Q6 届出を行った商品の写真を使用することはできますか？

A6 商品の写真をチラシ等に使用することは可能です。
その場合、写真の側に長崎県の著作権表示を記載してください。
（©長崎県）

Q7 企業内部の資料にロゴマーク等を使用する場合、届出が必要ですか？

A7 企業内部で協議資料等に使用する場合は、届出は不要です。